

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川部東水路）を行うことについて令和3年2月17日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和3年3月9日から令和3年3月29日まで縦覧に供する。

令和3年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造